三 調 発　第２８号
令和２年５月２５日

会 員 各 位

三重県土地家屋調査士会
会長　古　尾　圭　一

「令和２年度定時総会」の結果報告について（お知らせ）

平素から本会の会務運営にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本年度定時総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、多くの会員の皆様のご理解のもと、ソーシャルディスタンスの確保等感染症予防をしながら無事開催をできましたことに、お礼申し上げます。

当日は本人出席３２名（委任状出席１５４名）にて議案の審議をしていただき、第１号議案から第６号議案まですべて賛成多数により原案どおり可決承認をしていただきました。

本年は７０周年を迎えるという記念の年ですが、感染症の影響が業務等にも現れ、また、会務においても電子会議でないとできない等さまざまな障害が生じてきております。

私たちにとって、とてもつらい１年になるかもしれません。しかしそれらの障害から、オンラインの活用等見えてくる解決法もあります。きっとこれらの障害を乗り越えた先には私たち土地家屋調査士の繁栄があると信じて､出来ることを着実に実行していきたいと考えています。

また、國吉連合会長から本総会の開催にあたりご挨拶をいただいておりますので、別添させていただきました。私たちに関連する分野について分かりやすくまとめていただいておりますので、お時間のある時にご拝読ください。あわせて、連合会被顕彰者が追加されましたので受賞者名簿の差し替えをお願いします。

感染症が終息し、新たな日常が早く訪れることを祈念しまして、まずは、お礼とご報告をいたします。

記

別添１　連合会長ご挨拶
別添２　受賞者名簿（差し替え）

以上

御挨拶

定時総会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

日頃から会長を始めとして、役員の皆様、そして、会員の皆様には、日本土地家屋調査士会連合会の会務運営につきまして、ご理解・ご協力をいただいておりますこと誠に心強く感謝を申し上げます。

例年であれば、定時総会には、会長である私または代理の役員がお伺いしご挨拶申し上げさせて頂いておりました。このたびは、私が会長に就任して初めての総会であり、是非とも出席させて頂きたく思っておりましたが、新型コロナウイルスによる感染症対策という今までに経験したことがない状況の中、お伺いすることができず、書面に代えさせて頂くことご理解、ご容赦いただきたく思います。

早いもので、現在の執行部となって一年が経過しようとしていますが、令和元年度の連合会の事業方針大綱に基づき策定された事業計画を遂行し、おおむね初期の目標を達成できたものと考えております。この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

今日、世界で蔓延する新型コロナウイルスの影響から、各単位会の会務運営、会員の皆様の業務環境については、非常に厳しく、制度が始まって以来初めてとなる試練となっていると感じています。本日の総会開催へたどり着くまでの、各会の皆様のご苦労は計り知れないものと推察しております。

6 月に予定しています連合会総会においても、その開催方法等については、この非常事態に対応するため、3 月より法務省民事局と協議を重ね、開催にこぎつけるべく努力を重ねておりますが、全国の会員の皆様方のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

さて、令和元年 6 月 12 日に司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律が公布され、本年中に施行されることとなっております。土地家屋調査士法第 1 条は目的規定から使命規定に改正され、「土地家屋調査士は、不動産の表示に関す

る登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。」となり、同時に土地家屋調査士法第 42 条では「調査士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、法務大臣は、当該調査士に対し、次に掲げる処分をすることができる。」とされ懲戒権者が変更されました。これらは、土地家屋調査士の資格者としての位置づけとその責任がより明確にされたものであると思っております。

また、これに伴い、連合会においては、土地家屋調査士の実務能力の向上のため実施される各種の研修制度について、一層の充実に向け鋭意取り組んでいるところであります。研修制度の充実を図り、業務受託環境や事務所の大小に左右されない情報量や倫理観の格差の少ない業界を目指し、土地家屋調査士一人一人が研修会に積極的に参加し資質の向上に努めることこそ、土地家屋調査士としての使命を果たすことにつながると考えます。

6 月に開催予定の日本土地家屋調査士会連合会定時総会においては、土地家屋調査士法の一部改正等に伴う日本土地家屋調査士会連合会会則の改正のほか、役員選任規則の改正、土地家屋調査士職務規程の新設など大変重要な案件が議案となっております。これまで改正案について全国会長会議等で意見を伺い検討を重ねてきたところですが、当該定時総会において承認をいただきたいと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

次に、昨年から所有者不明土地問題に対応するため開催されている法務大臣の諮問機関である法制審議会民法・不動産登記法部会に委員として出席し、議論に参画しているところでありますが、引き続き境界の専門家である土地家屋調査士として的確に提言や意見を述べ、民法・不動産登記法の改正に貢献できるよう適切な対応をとってまいりたいと思います。また、本年 4 月 1 日に土地基本法等の一部を改正する法律が施行されましたが、土地家屋調査士の業務に深く関係する部分について、積極的な対応をとることとしております。

本年は、土地家屋調査士制度制定 70 周年を迎えます。今日までの歩みを振り返

るとともに、土地家屋調査士として国民が安心して暮らせる社会の実現など、何ができるのかを、改めて考える良い機会にしたいと考えております。全国の土地家屋調査士会と日本土地家屋調査士会連合会との緊密な連携の下、相互の理解と協力が不可欠となりますので、よろしくお願いいたします。

社会的諸問題解決の一翼を担う土地家屋調査士制度は常に依頼者に最大限に何ができるかを意識し、その期待や要請に応えていかなければなりません。連合会は土地家屋調査士政治連盟との協調体制を強く持って、土地家屋調査士制度の充実・発展に向けて全力で取り組み、役員一丸となって、迅速に邁進する覚悟でおります。そして、今日の非常事態を克服し、この経験を将来の土地家屋調査士の糧として生かすことができるよう、努力していきたいと思っています。今後とも土地家屋調査士会及び会員諸兄の一層のご理解とご提言を賜りたくお願い申し上げます。

結びに当たり、本日ご列席の皆様のご健勝と土地家屋調査士会の益々のご発展を祈念するとともに、新型コロナウイルスの終息と、この試練を乗り越え一日でも早く日常の活動に戻れること、そして、令和３年度の総会においては、皆様と顔を合わせて制度の発展を語り合えることを祈念いたしまして挨拶とさせていただきます。

令和二年五月吉日

日本土地家屋調査士会連合会

会　長　　國　吉　正　和

令　和　２　年

受　賞　者　名　簿

表 彰 状・感 謝 状　　順 不 同・敬 称 略

１．津地方法務局長表彰

高　山　秀　峰（伊賀支部）　　門　脇　康　博（津支部）

中　村　　豪（伊勢支部）　　堀　江　秀　弥（松阪支部）

吉　村　　工（松阪支部）

２．日本土地家屋調査士会連合会長表彰及び感謝状

平　見　泰　史（松阪支部）　　畑　中　伸　章（熊野支部）

中　山　　修（津支部）　　池　畑　信　也（四日市支部）

３．三重県土地家屋調査士会長表彰

澤　原　克　仁（伊勢支部）　　森　寺　奉　仁（四日市支部）

岩　本　哲　也（伊勢支部）　　水　谷　公　孝（桑員支部）

大　橋　秀　之（四日市支部）　　森　岡　善　成（伊賀支部）

五百野　正　樹（津支部）

４．三重県土地家屋調査士会長感謝状

（１）会員業務に対し特にご協力いただいた関係者に対し

小　栗　稔　生（四日市市役所）　　今　西　義　則（松阪市役所）

（２）職印台紙制度に多大の貢献をされた会員に対し

中　村　文　昭（伊勢支部）　　伊　藤　友　洋（四日市支部）